

○厚生労働省告示第二百二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和五年五月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正）

第一条 感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（診療開始時等の注意） 第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）法に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型コロナウイルスエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下「外出自粛対象者」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下	（診療開始時等の注意） 第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者（以下「措置患者等」という。）及び都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）の交付した有効な患者票を所持する結核患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。

同じ。）の交付した有効な患者票を所持する結核患者（以下「患者票患者」という。）の医療を正当な理由がなく拒んではならない。

第四条 感染症指定医療機関（第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関を除く。

第六条、第九条及び第十条において同じ。）は、措置患者等を入院させるに際しては、法第二十三条又は法第四十九条の規定による通知を提示させること等により、当該措置患者等が入院させるべき者であることを確かめなければならない。

2 （略）

（診療時間）

第五条 感染症指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

（収容する病床）

第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室又は病床に措置患者等を収容しなければならない。

一 三 （略）

四 第一種協定指定医療機関 次に掲げる要件を満たす病床

イ 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができること
その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。

ロ 新型コロナウイルスエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請

第四条 感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。第六条、第八条及び第九条において同じ。）は、措置患者等を入院させるに際しては、法第二十三条又は法第四十九条の規定による通知を提示させること等により、当該措置患者等が入院させるべき者であることを確かめなければならない。

2 （略）

（診療時間）

第五条 感染症指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、措置患者等又は患者票患者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

（収容する病床）

第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室に措置患者等を収容しなければならない。

一 三 （略）

（新設）

を受け、通知（法第三十六条の二第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）又は医療措置協定の内容に応じ、新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

（第二種協定指定医療機関における医療等の提供）

第七条 第二種協定指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医療等を提供しなければならない。

一 法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するもの 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら提供する診療であつて、新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事からの要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、行う新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対するもの

二 病院又は診療所であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において、当該医療機

（新設）

関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行うオンライン診療その他法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）

三 薬局であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

四 指定訪問看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療（証明書等の交付）

第八条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者、患者票患者、保護者（措置患者等若しくは患者票患者の親権を行う者若しくは後見人をいう。）又は入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行っている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

第九条・第十条 （略）

（証明書等の交付）
第七条 感染症指定医療機関は、措置患者等、患者票患者、保護者（措置患者等若しくは患者票患者の親権を行う者若しくは後見人をいう。）又は入院勧告若しくは入院措置を行い、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行っている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

第八条・第九条 （略）

（診療録） 第十一 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならぬ。 （帳簿の保存） 第十二 （略） 第十三 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知った場合には、速やかに、意見を付して入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。 一 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないとき。 二 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。 （薬局に関する特例） 第十四 第二種協定指定医療機関である薬局にあつては、第十一 条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。 2 結核指定医療機関である薬局にあつては、第二 条の三及び第五 条の二の規定は適用せず、第十一 条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。	（診療録） 第十 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。 （帳簿の保存） 第十一 （略） 第十二 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知った場合には、速やかに、意見を付して入院勧告若しくは入院措置を行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。
	（診療録） 第十 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。 （帳簿の保存） 第十一 （略） 第十二 感染症指定医療機関は、措置患者等又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知った場合には、速やかに、意見を付して入院勧告若しくは入院措置を行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八 条第二 項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準の一部改正）
第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八 条第二 項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成十一年厚生省告示第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	（傍線部分は改正部分）
第三 第一種協定指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。			
一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。			
二 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。			
三 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第三十六条の二第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。			
第四 第二種協定指定医療機関（法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するものに限る。）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。		（新設）	
一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。			

二 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。

三 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。

第四の二 第二種協定指定医療機関（病院又は診療所であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療（以下「外

(新設)

出自肅対象者に対する医療」という。）を提供する体制が整っていると認められること。

第四の三 第二種協定指定医療機関（薬局であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自肅対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること。

第四の四 第二種協定指定医療機関（指定訪問看護事業者であつて、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するものに限る。）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。

二 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自肅対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

第五 第一及び第二に定めるもののほか、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、対象区域（第一種感染症指定医療機関にあつては当該都道府

(新設)

(新設)

第三 第一及び第二に定めるもののほか、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定は、対象区域（第一種感染症指定医療機関にあつては当該都道府

県の区域をいい、第二種感染症指定医療機関にあっては当該指定に係る医療機関の所在地の二次医療圏（医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）をいう。）の人口その他の事情を勘案し、当該指定に係る医療機関の第一種病室又は第二種病室の病床数が適当と認められる場合に行うものとする。	（感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正） 第三條 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。	
	改正後 明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。 同法は制定後も数次にわたる改正を行って	改正前 明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。 同法は制定後も数次にわたる改正を行って

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県等（都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）をいう。以下同じ。）が策定する予防計画、厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づき都道府県が策定する医療計画並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）に基づき都道府県知事が作成する都道府県行動計画及び保健所設置市等の長が作成する市町村行動計画がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進される必要があると必要である。 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価及び第九の体制の確保に係る目標を踏まえ、本指針における第五、第六、第十、第十一、第十三、第十五、第十六及び第十八に掲げる事項については少なくとも三年ごとに、第一から第四まで、第七から第九まで、第十二、第十四、第十七及び第十九に掲げる事項については少なくとも六年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。 第一 感染症の予防の推進の基本的な方向 一 事前対応型行政の構築 感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及	本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進される必要があると必要である。 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。 第一 感染症の予防の推進の基本的な方向 一 事前対応型行政の構築 感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及
--	--

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となつてPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

二 四（略）

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1（略）

2 都道府県連携協議会は、法に基づく

予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。その上で、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿って、各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である。

び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

二 四（略）

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1（略）

（新設）

3 予防計画の作成者たる都道府県と、当該都道府県の管内の保健所設置市等は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行うが、保健所設置市等においても、基本指針及び都道府県が策定する予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、都道府県連携協議会等を通じて、予防計画を立案する段階から、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。

4 都道府県等においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等（地域保健法第二十六条に規定する業務を行う同法第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関をいう。以下同じ。）については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うことが重要である。また、国において都道府県等が行う取組を支援することが重要である。

5 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援等を通じて都道府県等の取組を支援する必要がある。また、法第三十六条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）において、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行う必要がある。

2 予防計画の作成者たる都道府県と、感染症対策の多くを担うことになる保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。

3 国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進めることが重要である。

（新設）

- 6 | 都道府県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を構築する必要がある。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間には、情報集約、地方公共団体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する必要がある。
- 7 | 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力を構築することが必要である。
- 8 | 市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等、都道府県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る必要がある。
- 六 (略)
- 七 医師等の果たすべき役割
- 1・2 (略)
- 3 | 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体

- (新設)
- 4 | 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。
- (新設)
- 六 (略)
- 七 医師等の果たすべき役割
- 1・2 (略)
- (新設)

- が講ずる措置に協力するものとする。
特に公的医療機関等（法第三十六条の二第一項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。
- 八・十 (略)
- 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方
- 1・2 (略)
- 3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。第十一を除き、以下同じ）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うべきである。さらに、国及び地方公共団体においては、国民が予防接種を受けよう并希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。

- 八・十 (略)
- 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方
- 1・2 (略)
- 3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。以下同じ）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うべきである。さらに、国及び地方公共団体においては、国民が予防接種を受けよう并希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。